

北上市告示乙第143号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

令和6年12月27日

北上市長 八重樫 浩 文

種 別	名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
街区公園	ベルヴィル北鬼柳公園	岩手県北上市北鬼柳 7地割35番29	別紙図面 のとおり	令和7年1月10日

備考 「別紙図面」は省略し、その図面を北上市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。